

IV. 石綿の事前調査

1 石綿の事前調査

(1) 工事開始前の石綿の有無の調査

①工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、調査結果の記録を3年間保存することが義務(令和3年4月1日施行)

②調査結果の写しを工事現場に備え付け、概要を見やすい箇所に掲示することも義務(令和3年4月1日施行)

③建築物の事前調査は、以下の厚生労働大臣が定める講習いずれかを修了した者等に行わせることが義務(令和5年10月1日施行)

- ・特定建築物石綿含有建材調査者
- ・一般建築物石綿含有建材調査者
- ・一戸建て等石綿含有建材調査者 ※一戸建て住宅・共同住宅の住戸の内部に限定
- ・令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

④事前調査で石綿の使用の有無が明らかにならなかった場合には、分析による調査の実施が義務(令和3年4月1日施行)

※石綿が使用されているものとみなして、ばく露防止措置を講ずれば、分析は不要

⑤分析調査は、以下の要件いずれかを満たす者が実施する必要がある(令和5年10月1日施行)

- ・厚生労働大臣が定める分析調査者講習を受講し、終了審査に合格した者
- ・公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定されるAランクまたはBランクの認定分析技術者

※JIS A 1481-1はランク制度が撤廃された為、認定分析技術者として合格した者となる

※JIS A 1481-4は石綿分析技術の評価事業は実施されていない

- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技術試験(技術者対象)合格者」
- ・一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

(2) 工事開始前の届出

①石綿が含まれているレベル1建材(石綿含有吹付け材)、レベル2建材(石綿含有保温材等)の除去等工事の工事計画届は、当該作業開始の14日前までに事業者が労働基準監

督署に届け出ることが義務となる(令和3年4月1日施行)

②石綿が含まれているレベル1建材(石綿含有吹付け材)、レベル2建材(石綿含有保温材等)の除去等工事の特定粉じん排出等作業届は、当該作業開始の14日前までに発注者が都道府県知事に届け出ることが義務となる(令和3年4月1日施行)

③一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を工事開始前に元請業者等が労働基準監督署等へ電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務となる(令和4年4月1日施工)

2 石綿の事前調査結果の報告義務

一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、石綿含有の有無の事前調査の結果を、あらかじめ、電子システムで報告することが義務となる(令和4年4月1日以降に開始する工事から適用)。

(1) 報告が必要な工事 ※石綿が含まれていない場合もその旨の報告が必要

①解体部分の床面積が80m²以上の建築物の解体工事

※建築物の解体工事とは、建築物の壁、柱および床を同時に撤去する工事をいう

②請負金額が税込100万円以上の建築物の改修工事

※建築物の改修工事とは、建築物に現存する材料に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいう

※請負金額は、材料費も含めた工事全体の請負金額をいう

③請負金額が税込100万円以上の下記工作物の解体工事・改修工事

- ・反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・配管設備(建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く)
- ・焼却設備
- ・煙突(建築物に設ける排煙設備等を除く)
- ・貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)
- ・発電設備(太陽光発電設備・風力発電設備を除く)
- ・変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)
- ・トンネルの天井板
- ・プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・遮音壁、軽量盛土保護パネル

(2) 報告について

- ・複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が請負事業者に関する内容も含めて報告する必要がある
- ・平成18年9月1日以降に着工した工作物について、同一の部分を定期的に改修する場合は、一度報告を行えば、同一部分の改修工事については、その後の報告は不要